



10月から

マル福制度の対象年齢が拡大されました

10月1日より、茨城県とつくばみらい市が共同で運営する小児の医療福祉制度「マル福」の対象年齢が拡大されました。従来の「0歳から小学校6年生まで」から「0歳

から中学校3年生まで」に拡大され、さらに入院については、「0歳から満18歳となった年度末（3月31日）まで」となりました。

■対象の方と助成方法

◎ 中学校1年生～3年生

8月29日までに申請した方には、9月下旬に「受給者証」を送付しています。県内の医療機関を受診する際に、受給者証と健康保険証を提示することで助成が受けられます。

まだ申請を済ませていない方は、必要書類をご用意の上、窓口までお越しください。郵送での手続きを希望する場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

【申請について】

▼必要書類：お子さんの保険証のコピー・印鑑（認印可）

▼受付窓口：伊奈庁舎国保年金課 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

【自己負担金について】

医療機関ごとに、外来診療は窓口での負担が1日600円まで（同月3回目以降は自己負担なし）、入院診療は1日300円（月3000円）までの自己負担金があります。

※助成は、申請月からの適用となります。期限をさかのぼって



申請することはできませんのでご注意ください。

※県外の医療機関で受診した場合は「償還払い」となります。

◎ 中学校卒業～18歳の方（満18歳を迎えた年度末まで）

入院診療のみ助成対象となります。助成方法は「償還払い」となりますので、診療月ごとに窓口での申請が必要です。

【自己負担金について】

医療機関ごとに、1日300円（月3000円）までの自己負担金があります。

■「償還払い」の申請方法

医療機関での支払いを済ませた後、保険点数明細のある領収書を添えて、伊奈庁舎国保年金課の窓口で申請することで助成を受ける方法です。後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

○申請に必要なもの

・対象者の健康保険証・医療機関の領収書・印鑑（認印）・保護者名義の通帳（口座番号のわかるもの）

※社会保険加入者で高額療養費、付加給付金などに該当した場合は、振込通知書などの書類

申問 伊奈庁舎国保年金課

☎ 58 - 2111（内線1189）

65歳以上の対象の方へ

アンケートをお送りします

「いきいき生活度チェックへのご協力をお願いします」

市では、65歳以上の対象の方々に「いきいき生活度チェック（基本チェックリスト）」アンケートをお送りします。アンケートがお手元に届いた方は、回答・返信にご協力をお願いします。

このアンケートは、自分では気づきにくい心身や生活機能の衰えをより早く把握して、介護予防などの健康づくりに活かすためのものです。

回答をいただいた方には、その結果をもとに個人アドバイスを送付します。生活習慣や心身機能の維持、見直しの機会としてお役立てください。

高齢になると徐々に心身の機能が衰えてきます。「もう年だから」「おっくうだから」と、

身の回りのことや外出をしなくなる大きな原因の一つです。早めに気づき、改善に努めることで、心身や生活機能を維持・向上していきましょう。

【対象者】：次の①～④のすべてに該当される方

- ① 谷原・十和・小絹・福岡・小張・みらい平地区の方
- ② 市内に住所のある65歳以上の介護保険被保険者
- ③ 介護保険の要介護および要支援認定を受けていない方
- ④ 6月に実施した高齢者福祉に関する調査票の対象とならなかった方

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎ 58

2111（内線1175）

11月30日は「年金の日」です！！

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、土浦年金事務所にお問い合わせください。

問 土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170